

第 127 号	Super Highway JR 東労組バス関東本部	 J R 東労組ホームページ
発行日 2026. 1.27		

申1号 JR東労組バス関東本部

「第39回定期委員会」発言等に関する申し入れ

第2回団体交渉

1月27日10時より東京駅会議室において、申1号について議論を行ってきました。

申1号各項目の進捗と課題を確認。まず3項では、なのはな号の迂回経路認可取得や慢性的渋滞の事後報告は認められないと会社から説明され、新浦安・鹿島便などの福住出入口での扱いについて組合側が現場の混乱を指摘した。会社は基準図に基づく判断の必要性を述べ、事実関係を確認するとしました。7項は既に回答済みと整理されました。

8項では、ラインワークスでの閲覧運用に移行し、メモリ容量に問題は無く、保存してよいと会社が回答。バスネット導入や端末機能拡充も説明されました。10項の電子投票では不正防止の懸念が組合から示されたが、会社は紙と同様に最終的には個々の意思の問題とし、選挙時に改めて協議するとしました。

1項の57歳減額制度については、組合が強く改善を求め、会社も最重要課題と認識しつつ、制度設計の複雑さや原資の制約から即時対応は困難と説明。業界動向や専門機関・コンサルにも確認しながら検討を続けるとしました。

2項では安全運行に関する現場の問題を指摘、名古屋での整備不良車両の運行指示など重大な事例を報告しました。会社はコンプライアンス違反として事実確認を行うと回答。4項の教育訓練では、実車訓練の必要性を組合が強調し、会社も基本線として理解しつつ、全てを実車で行うことの難しさを主張しました。

5項の整備員確保では、採用難や待遇の課題が議論され、会社は採用継続の方針とOB活用などの検討状況を説明。6項の乗車券取扱いの煩雑さについては、会社も現状の複雑さを認め、共通化の努力を続けるとしました。キャッシュレスや払い戻しの運用課題も指摘され、会社は現状の限界を述べつつ改善の必要性を共有しました。

11項では循環交番の開示が生活設計に不可欠であると組合が主張し、会社も原則2か月前提示と確認。最後に39.3時間ルールの扱いでは、法的基準と労働協約の違い、やむを得ない場合の対応など、社員への丁寧な説明の必要性が確認されました。

JRバス関東で働く仲間を一つに！